

浜松市障害者総合支援事業費補助金
(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分) 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症対策の徹底や衛生用品の確保等を支援するため、社会福祉施設等(市税を完納している者)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次に定める用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 社会福祉施設等

令和元年度障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)の国庫補助について(令和2年3月19日厚生労働省発障0319第5号厚生労働事務次官通知の別紙。以下「交付要綱」という。)3の(2)に定める団体をいう。

(2) 衛生管理体制確保支援等事業

障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業の実施について(令和2年3月13日障発0313第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙。以下「実施要綱」)3の(1)及び(2)に定める事業をいう。

(3) テレワーク等導入支援事業

障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業の実施について(令和2年5月15日障発0515第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙。以下「テレワーク等導入支援事業実施要綱」)の4に定める事業をいう。

(4) ロボット等導入支援事業

障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業の実施について(令和元年6月11日障発0611第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙。以下「ロボット等導入支援事業実施要綱」)の4に定める事業をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

提出書類 各1部

(1) 交付申請書(第1号様式)

- (2) 申請額算出内訳書 (第 2 号様式)
- (3) 収支予算書 (第 3 号様式)
- (4) 市税納付・納入確認同意書 (第 4 号様式)
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書
- (6) 暴力団排除に関する誓約書 (第 5 号様式)

(交付決定の通知)

第 5 条 市長は前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書 (第 6 号様式) により通知する。

(変更交付の申請)

第 6 条 補助金の変更交付申請をしようとする者は、補助事業を実施しようとする者は、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

提出書類 各 1 部

- (1) 変更交付申請書 (第 1 号様式)
- (2) 変更申請額算出内訳書 (第 2 号様式)
- (3) 変更収支予算書 (第 3 号様式)

(変更交付決定の通知)

第 7 条 市長は前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定通知書 (第 6 号様式) により通知する。

(実績報告)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者は、別途定める日までに、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

提出書類 各 1 部

- (1) 実績報告書 (第 7 号様式)
- (2) 精算額算出内訳書 (第 8 号様式)
- (3) 事業収支決算書 (第 3 号様式)

(確定の通知)

第 9 条 市長は前条に定める報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額確定通知書 (第 9 号様式) により通知する。

(請求の手続き)

第 10 条 前条に規定する通知を受けた者は、通知受領後 10 日以内に、請求書 (第 10 号様式) を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年9月16日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表（第3条関係）

事業名	対象経費	対象期間	事業者	補助率等
衛生管理体制確保支援等事業	<p>新型コロナウイルス感染症対策に必要な衛生用品の確保等の支援に必要な経費</p> <p>(1) 衛生用品等の緊急調達に必要な経費（マスク、消毒液、フェイスシールド、防護服、手袋、体温計、ガーゼ、簡易陰圧装置、換気設備、その他必要と認められるもの）</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症が発生した施設等が感染拡大防止のため建物や設備の消毒を事業者へ依頼する際の経費</p>	<p>令和2年 1月16日 から 令和3年 2月28日 まで</p>	<p>1の事業を行う社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の団体</p>	10 / 10
テレワーク等導入支援事業	<p>障害者の在宅就労並びに発達障害児・者への在宅等での多様な支援を推進するために必要な経費</p> <p>(1) テレワークのシステム導入等に要する経費</p> <p>(2) 専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習・訓練の実施体制の整備に要する経費</p>	<p>令和2年 4月1日 から 令和3年 2月28日 まで</p>	<p>左記(1)は就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続B型事業者</p> <p>左記(2)は発達障害児・者が利用している就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続B型、児童発達支援、放課後等デイサービ</p>	<p>10 / 10 ただし、合計額、限度額は2のとおりとする</p>

			入事業者	
ロボット等導入支援事業	介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために、介護ロボット等導入計画書に基づき介護ロボット等を導入する経費	令和2年4月1日から令和3年2月28日まで	障害者支援施設又はグループホームの設置者	10/10 ただし、上限額は3のとおりとする

1

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、障害者支援施設、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援事業とする。

2

対象経費(1)の費用について、1事業所あたり上限250万円、在宅就労1人当たりに係る単価は上限25万円とする。対象経費(2)の費用について、1事業所あたり上限25万円とする。

3

1機器当たりの対象経費の合計額は、10万円以上30万円以下とする。また1つの障害者支援施設においては、全ての機器の合計額150万円を限度とし、1つのグループホームにおいては、全ての機器の合計額60万円を限度とする。

第1号様式(第4、6条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名 称

代表者

印

交付申請書(変更交付申請書)

このことについて、浜松市障害者総合支援事業(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業)を実施したいので、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請金額 金 _____ 円

内訳

(1) 衛生管理体制確保支援等事業

交付申請額: 金 _____ 円

(2) テレワーク等導入支援事業

事業内容 : 別紙1のとおり

交付申請額: 金 _____ 円

内訳: 事業所名 _____、金 _____ 円

事業所名 _____、金 _____ 円

(3) ロボット等導入支援事業

事業内容 : 別紙2のとおり

交付申請額: 金 _____ 円

内訳: 事業所名 _____、金 _____ 円

事業所名 _____、金 _____ 円

2 申請額算出内訳書 第2号様式のとおり

3 収支予算書 第3号様式のとおり

4 その他資料

第1号様式（裏面）

交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- 1 補助事業が令和3年2月28日までに完了していること。補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- 3 市長の承認を受けて2の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 5 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、第11号様式により速やかに市長に報告しなければならない。なお、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- 6 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- 7 事業を行うために締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該行為を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- 8 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- 9 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。
- 10 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。
- 11 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 12 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 13 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第2号様式(第4、6条関係)

申請額算出内訳書(変更申請額算出内訳書)

(法人名)

事業	総事業費	対象経費実支出 (予定)額	寄附金その他の 収入額	差引額	BとDを比較して 少ない額	算定基準による 基準額	補助額 (EとFを比較して 少ない額)
	A 円	B (A) 円	C 円	D (=A-C) 円	E 円	F 円	G 円
障害者総合支援事業費補助金	0	0	0	0	0	0	0
(1)衛生管理体制確保支援等事業	0	0		0		0	0
内 訳	(1-1)衛生用品等の緊急調						
	マスク						
	消毒液						
	フェイスシールド						
	防護服						
	手袋						
	体温計						
	ガーゼ						
	簡易陰圧装置						
	換気設備						
	その他必要と認められるもの						
	(1-2)施設等衛生環境改善 建物・設備消毒						
	(2)テレワーク等導入支援事業	0			0		0
内 訳	(2-1)テレワークのシステム導入						
	事業所名						
内 訳	(2-2)専用VR機器等の導入						
	事業所名						
(3)ロボット等導入支援事業	0	0		0		0	0
内 訳	事業所名						
	事業所名						
	事業所名						

(注) 衛生管理体制確保支援等事業B欄について、衛生用品等を法人にて一括購入した場合及び複合施設における消毒を行った場合は、第2-1号様式により算出した額を記載すること。

第 2 - 1 号様式

対象経費実支出（予定）額算出方法（法人にて一括購入の場合）

1-1 衛生用品等の購入

(1) 障害福祉サービス等利用者数 _____人
(利用者数は令和 2 年 1 月 1 6 日から令和 3 年 2 月 2 8 日の延べ利用者数)

(2) 法人全体の利用者数 _____人
(利用者数は令和 2 年 1 月 1 6 日から令和 3 年 2 月 2 8 日の延べ利用者数)

(3) \div \times 総事業費 = _____円
(様式第 2 号 ((1)衛生管理体制確保支援等事業 B 欄へ記載))

1-2 建物や施設の消毒（複合施設の場合）

(1) 障害福祉サービス等使用面積 _____m²

(2) 建物全体の面積 _____m²

(3) \div \times 総事業費 = _____円
(様式第 2 号((1)衛生管理体制確保支援等事業 B 欄へ記載))

第3号様式（第4、6、8条関係）

障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）
 収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）

（法人名）

1 収入

区分 (事業名)	予算額	決算額	比較増減		備考
			増	減	
1 衛生管理事業	円	円	円	円	
2 テレワーク					
3 ロボット					
合計					

2 支出

区分 (品目)	予算額	決算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

年 月 日

所在地

名称

代表者

印

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名 称

代表者

印

市税納付・納入確認同意書

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付要綱第1条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金

浜松市障害者総合支援事業費補助金
（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）

（添付資料）

市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書

第5号様式(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(誓約者)

所在地

名称

代表者氏名

暴力団排除に関する誓約書

浜松市障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

第6号様式(第5、7条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長



交付決定通知書(変更決定通知書)

年 月 日付により申請があった、浜松市障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)について、次のとおり決定します。

1 交付決定金額 金 _____ 円

内訳

(1) 衛生管理体制確保支援等事業

交付決定金額: 金 _____ 円

(2) テレワーク等導入支援事業

交付決定金額: 金 _____ 円

内訳: 事業所名 _____、金 _____ 円

(3) ロボット等導入支援事業

交付決定金額: 金 _____ 円

内訳: 事業所名 _____、金 _____ 円

2 交付の条件

(1) 補助金は、浜松市障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)交付要綱の第1号様式(裏面)に掲げる事項を条件として交付するものであること。

(2) 浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号)及び浜松市障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)交付要綱を遵守すること。

第7号様式(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名 称

代表者

印

実績報告書

このことについて、 年 月 日付浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた、浜松市障害者総合支援事業(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)が完了したので、次の関係書類を添えて報告します。

1 事業名

内訳

(1) 衛生管理体制確保支援等事業

(2) テレワーク等導入支援事業

事業内容：別紙3のとおり

内訳：事業所名 _____

事業所名 _____

(3) ロボット等導入支援事業

事業内容：別紙4のとおり

内訳：事業所名 _____

事業所名 _____

2 精算額算出内訳書 第8号様式のとおり

3 収支決算書 第3号様式のとおり

4 その他資料(別紙5、領収書等)

第8号様式（第8条関係）

精算額算出内訳書

（法人名）

事業	総事業費	対象経費実支出 （予定）額	寄附金その他の 収入額	差引額	BとDを比較して 少ない額	算定基準による 基準額	補助額 （EとFを比較して 少ない額）
	A 円	B (A) 円	C 円	D (= A - C) 円	E 円	F 円	G 円
障害者総合支援事業費補助金	0	0	0	0	0	0	0
(1) 衛生管理体制確保支援等事業	0	0		0	0	0	0
内訳							
(1-1) 衛生用品等の緊急調							
マスク							
消毒液							
フェイスシールド							
防護服							
手袋							
体温計							
ガーゼ							
簡易陰圧装置							
換気設備							
その他必要と認められるもの							
(1-2) 施設等衛生環境改善 建物・設備消毒							
(2) テレワーク等導入支援事業	0			0		0	0
内訳							
(2-1) テレワークのシステム導入							
事業所名							
(2-2) 専用VR機器等の導入							
事業所名							
(3) ロボット等導入支援事業	0	0		0		0	0
内訳							
事業所名							
事業所名							
事業所名							

（注）衛生管理体制確保支援等事業B欄について、衛生用品等を法人にて一括購入した場合及び複合施設における消毒を行った場合は、第2-1号様式により算出した額を記載すること。

第9号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長



補助金額確定通知書

年 月 日付浜松市指令 第 号で交付決定した、浜松市障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）については、年 月 日付による実績報告に基づき補助金額を次のとおり確定します。

確定補助金額 金 _____ 円

内訳

（1）衛生管理体制確保支援等事業

確定補助金額： 金 _____ 円

（2）テレワーク等導入支援事業

確定補助金額： 金 _____ 円

内訳：事業所名 _____、金 _____ 円

事業所名 _____、金 _____ 円

（3）ロボット等導入支援事業

確定補助金額： 金 _____ 円

内訳：事業所名 _____、金 _____ 円

事業所名 _____、金 _____ 円

第10号様式(第10条関係)

請求書

金 _____ 円

ただし、年 月 日付 第 号により補助金の確定を受けた、浜松市障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)として、上記のとおり請求します。

1 請求額内訳

(1) 衛生管理体制確保支援等事業 金 _____ 円

(2) テレワーク等導入支援事業 金 _____ 円

(3) ロボット等導入支援事業 金 _____ 円

2 交付確定額 金 _____ 円

3 受入済額 金 _____ 円

4 今回請求額 金 _____ 円

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者

印

振込先口座	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所	普通預金 当座預金	口座番号
口座名義				

第 1 1 号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名 称

代表者

印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号で交付決定を受けた浜松市障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

1 事業名称

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金等返還相当額)

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類
(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)